

平成25年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（11日）

招集年月日	平成25年3月6日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	平成25年 3月 6日午前10時00分			議 長	千野 榮 治
	閉 会	平成25年 3月 19日午前11時55分			議 長	千野 榮 治
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	永 井 正 之	○	7	佐 藤 勇 二	○
	2	木 暮 弘 元	○	8	千 野 榮 治	○
	3	矢 嶋 榮 一	○	9	島 崎 紘 一	○
	4	原 秀 男	○	10	堀 口 博 志	○
	5	岩 崎 正 春	○	11	岡 田 武 二	○
	6	高 瀬 政 信	○	12	佐 藤 公 夫	○
会議録署名議員	5番	岩 崎 正 春	6番	高 瀬 政 信		
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局 長	齊 藤 昇 久		書 記	並 木 文 子	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	金 井 康 行		ガス水道課長	金 井 義 富	
	副 町 長	—————		水 道 課 長	(ガス水道課長兼務)	
	教 育 長	吉 井 誠		教 育 課 長	竹 内 芳 則	
	総 務 課 長	永 井 正 信		ジオパーク推進室長	神 戸 哲	
	企 画 財 政 課 長	神 戸 康 全				
	健 康 課 長	神 宮 喜 美				
	産 業 振 興 課 長	加 庭 紀 夫				
	会 計 課 長	茂 木 政 美				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 2 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 3 第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 4 第2号議案 富岡市甘楽郡自立支援医療費（育成医療）支給認定審査会の共同設置に関する協議について
- 5 第3号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例
- 6 第4号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 7 第5号議案 下仁田町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 第6号議案 下仁田町文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 9 第7号議案 下仁田町活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 10 第8号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 11 第9号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 12 第10号議案 下仁田町企業誘致促進条例の一部を改正する条例
- 13 第11号議案 下仁田町都市公園条例の一部を改正する条例
- 14 第12号議案 下仁田町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 15 第13号議案 下仁田町荒船風穴蚕種貯蔵所跡の設置及び管理に関する条例
- 16 第14号議案 下仁田町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 17 第15号議案 下仁田町道路構造条例
- 18 第16号議案 下仁田町道路標識条例
- 19 第17号議案 下仁田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例
- 20 第18号議案 下仁田町町営住宅等整備基準条例
- 21 第19号議案 下仁田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 22 第20号議案 指定管理者の指定について

- 23 第21号議案 指定管理者の指定について
- 24 第22号議案 財産の取得の変更について
- 25 第23号議案 平成24年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）
第24号議案 平成24年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第25号議案 平成24年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第26号議案 平成24年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第27号議案 平成24年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
第28号議案 平成24年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
第29号議案 平成24年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）
第30号議案 平成24年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）
- 26 第31号議案 平成25年度下仁田町一般会計予算
第32号議案 平成25年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
第33号議案 平成25年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
第34号議案 平成25年度下仁田町介護保険特別会計予算
第35号議案 平成25年度下仁田町簡易水道事業特別会計予算
第36号議案 平成25年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算
第37号議案 平成25年度下仁田町水道事業会計予算
第38号議案 平成25年度下仁田町ガス事業会計予算
- 27 陳情第1号 年金2.5%削減の中止を求める意見書の陳情

会 議 の 経 過

開 会 平成25年3月11日 午前10時00分

○議長 千野榮治 これから、本日の会議を開きます。

日程第1、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

（永井正信総務課長 登壇）

○総務課長 永井正信 命により、諮問第1号を朗読し、ご提案申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記。住所、XXXXXXXXXX氏名、今井ひさ子、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

提案理由、今井ひさ子氏が平成25年6月30日任期満了となるためでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第1号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 ご異議ないものと認め、よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 千野榮治 日程第2、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(永井正信総務課長 登壇)

○総務課長 永井正信 命により、諮問第2号を朗読し、ご提案申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記。住所、XXXXXXXXXX氏名、鈴木美知子、XXXXXXXXXX

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

提案理由、鈴木美知子氏が平成25年6月30日任期満了となるため。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第2号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 ご異議ないものと認め、よって、諮問第2号を原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 千野榮治 次に日程第3、第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(永井正信総務課長 登壇)

○総務課長 永井正信 命により、第1号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第1号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記。住所、XXXXXXXXXX氏名、神戸博、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

提案理由、神戸博氏が平成25年4月30日をもって任期満了となるため。
以上、よろしくお願いします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第1号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 ご異議ないものと認め、よって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 千野榮治 次に日程第4、第2号議案 富岡市甘楽郡自立支援医療費（育成医療）支給認定審査会の共同設置に関する協議についてを議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神宮喜美健康課長 登壇)

○健康課長 神宮喜美 命によりまして、第2号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第2号議案 富岡市甘楽郡自立支援医療費（育成医療）支給認定審査会の共同設置に関する協議について、地方自治法第252条の7第1項の規定により、富岡市、甘楽郡南牧村及び同郡甘楽町と協議の上、別紙のとおり規約を定め、富岡市甘楽郡自立支援医療費（育成医療）支給認定審査会を共同設置することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

なお、別紙につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので省略させていただきます。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑ないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第2号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第5、第3号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(永井正信総務課長 登壇)

○総務課長 永井正信 命により、第3号議案について朗読し、ご提案申し上げます。

第3号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例、下仁田町役場課設置条例の一部を次のように改正する。以下の改正内容につきましては、さきの議会全員協議会でご説明をさせていただきましたので、説明を省略させていただきます。

附則、施行期日、第1号、この条例は、平成25年4月1日から施行する。
平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第3号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 千野榮治 挙手多数です。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第6、第4号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(永井正信総務課長 登壇)

○総務課長 永井正信 命により、第4号議案について朗読し、ご提案申し上げます。

第4号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。附則第7条第1項中「除く。）には」の次に「、平成25年3月31日までの間」を加える。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第7、第5号議案 下仁田町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(竹内芳則教育課長 登壇)

○教育課長 竹内芳則 命によりまして、第5号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第5号議案 下仁田町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を次のように改正する。第7条第1項ただし書中「施設設備費のみを」を「施設設備費の2分の1を」に改める。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。岩崎正春君

○5番 岩崎正春 第5、第6、第7号議案に関連しておりますけれども、施設設備を2分の1にするという、2分の1の根拠を示していただきたいと思えます。

○議長 千野榮治 教育課長

○教育課長 竹内芳則 2分の1でございますけれども、文化協会関係者との意見交換をする中で、せめて2分の1にというお話がございまして、それがまず第1点目の理由であります。

それから費用負担を求めるようになりまして五、六年経過するわけでございますけれども、負担することにつきましては一定の理解が定着しているのではないかと。

それから施設を維持管理するための経費も多額でございますので、町の財政の状況を勘案させていただいたと、そういったことを踏まえまして、行財政改革も継続して行っているわけでございますけれども、それらの行財政改革も一定の成果も上がっているというようなこと、それらを含めまして2分の1ということで設定させていただきました。

○議長 千野榮治 岩崎正春君

○5番 岩崎正春 この3つの議案上程の中身についてですけれども、特に公民館は小団体、小グループの利用者が多い、あるいは文化ホールにおいては大きな団体が多いということで、それぞれニーズが違うと思うので、その辺も今後は詳細に精査して、利用料の設定を考えていただきたいと思えますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長 千野榮治 教育課長

○教育課長 竹内芳則 現在、下仁田町社会教育関係認定団体要綱に基づきまして認定している団体を2年ごとに再申請してもらっているわけでございますけれども、それらの団体が約110ほどございます。その中には毎週1回利用している社交ダンスであるとか、それらの場合は9名ぐらいで1年間に9万6,000円ほど負担していると。そうしますと1年間1人1万700円ぐらいですか、月にしますと1人900円弱というふうな状況の団体がある一方で、先ほど会員が減少しているというふうな団体もございまして、最も少ないのが4名で月に2回やっているというふうな団体がございます。それらは1年間に2万4,000円の負担をしているわけですが、1年間1人6,000円の負担で、月にしますと1人500円ぐらいの負担になるといった状況であります。それらを勘案して2分の1ということになります。

○議長 千野榮治 島崎紘一君

○9番 島崎絃一 確認のためにお伺いしておきますが、公共料金、高い、安い
比較もありますが、近隣の市町村との比較もされたと思いますが、特に公民
館使用料については甘楽町が有料だと、そういう中で、近隣の町村とどのよ
うな比較をされたか、その辺のところを伺っておきます。

○議長 千野榮治 教育課長

○教育課長 竹内芳則 富岡市におきましては、確かにいわゆる下仁田でいう認定
団体みたいなものは無料で利用していると。一方で甘楽町につきましては、
部屋の大きさにもよりますけれども、200円から1,000円程度の負担
をしているというような実態がございますので、それらを含めたことでもあ
りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 千野榮治 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 それらを含めてというと、かなり下仁田は割高なんですよね。
2分の1という、私に言わせれば乱暴な決め方で、近隣の町村、特に甘楽町
と比較して何でこんなに高いかと、その辺は議論にならなかったんですか。

○議長 千野榮治 教育課長

○教育課長 竹内芳則 確かに大会議室とそれ以外ということで、現状で4時間以
内の場合、2,000円と1,000円という形の比較的料金設定の少ない
決め方であったと思ひますけれども、これらも、そのほかにつきましても利
用料、施設設備費などを徴収させていただいておりますので、今回の公民館
等以外の施設も含めて料金、施設設備費の設定を細かくする、それからまた
料金を見直すことを含めまして、それほど先にいかないうちに再検討させて
いただきたいと考えております。

○議長 千野榮治 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 料金の見直し、減額については非常に評価するところもありま
す。しかしながら、非常に大ざっぱな決め方だと思うわけです。今、課長が
今後見直すと、そういうことでありますけれども、ちなみに甘楽町の例をと
りますと、一日、要するに9時から22時まで借りていても3,000円な
んですよね。これは認定団体とやかく言わず、全町民がこれだけの料金で使
えるということです。ましてや小会議室200円、あるいは中会議室500
円と、非常にきめ細かな料金設定をしているわけで、下仁田町のように認定
団体のみ減額するなどというそういうことでなく、全町民が使った場合に、
やはりこういう価格設定でしているわけです。特に下仁田は一日使うと、設
備、使用料含めて一日6,000円であると。甘楽町の倍いただいているわ
けですよ。しかも、200人、300人という方が利用する文化ホールと、

5人、10人使う公民館の小会議室、全く同じ値段という、こういう乱暴な決め方は非常に利用者サイドからすると不公平感があると。特に文化ホールなどは、民間のイベントなりに使うと2,000円で、こんなに安くていいんかいと、そういう声も聞こえてくるわけで、第5号、第6号、第7号議案については、非常に問題点があるかと思いますが、教育長を中心に、教育委員会、教育部局で、今後十分な精査と検討をお願いしたいと思いますが、教育長、どうですか、その辺は。

○議長 千野榮治 教育長

○教育長 吉井 誠 今、議員の指摘のあったとおり、先ほど課長が述べましたように、今後、町長部局とも相談をしながら検討をしていきたいと思っております。

○議長 千野榮治 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 第5、第6、第7号議案、反対をすれば料金見直しに反対だと、そういう解釈をされるわけで賛成はしますけれども、非常に問題点の多い条例改正なので、今後とも執行ともども十分協議して、利用者が納得いく、使いやすい形の料金設定をぜひとも構築していただきたい、そんなふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長 千野榮治 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第5号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 千野榮治 挙手多数です。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第8、第6号議案 下仁田町文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(竹内芳則教育課長 登壇)

○教育課長 竹内芳則 第6号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第6号議案 下仁田町文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例、下仁田町文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。第6条第1項ただし書中「施設設備費のみを」を「施設設備費の2分の1を」に改める。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第6号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 千野榮治 挙手多数です。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第9、第7号議案 下仁田町活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(永井正信総務課長 登壇)

○総務課長 永井正信 命により、第7号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第7号議案 下仁田町活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。第9条第1項ただし書中「施設設備費のみ」を「施設設備費の2分の1を」に改める。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 活性化センターの利用者の中で、主宰者が、名目はどういう名目になっているかわかりませんが、月謝あるいは教材費、こういう

名目で参加者から料金を徴収している団体がありますか。

○議長 千野榮治 総務課長
(「すみません、ちょっと休憩お願いします」の声あり)

○議長 千野榮治 申し入れで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時35分

○議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

総務課長

○総務課長 永井正信 大変申しわけございません。佐藤公夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

活性化センターは平成23年度でございますが、団体で20団体使用しております。それぞれの会の運営には、当然、運営のための会費はそれぞれが納めていると思っておりますが、月謝だとか、会費幾らとかというのは把握できておりません。それぞれの会にちょっと確認をしないとわからないんですが、もしよろしければ、後日、その辺の資料をそろえて提出させていただきたいと思っております。

○議長 千野榮治 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 さきの第5号議案、第6号議案、またこの第7号議案にも類似するわけですけれども、経済活動をしているような団体が、これの対象になるわけですけれども、その辺の経済活動に類似するような行為をしている団体にまで、この条例は適用されるということになるわけですけれども、課長、詳しい資料はよこさなくてもいいや。ですから、これは質疑ではなくて反対討論で言えばよかったんですけども、いずれにしても、経済活動に類似する行為の団体があるかもしれないということで、その確認がとれないわけですけれども、それまでこの条例案の対象になるということは、いささか疑問を感じているところであります。

以上。

○議長 千野榮治 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第7号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 千野榮治 挙手多数です。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第10、第8号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

○健康課長 神宮喜美 命によりまして、第8号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第8号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、第1条以下につきましては、さきの全員協議会で説明申し上げましたので省略させていただきます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第8号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第11、第9号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長

(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第9号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第9号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例、下仁

田町小口資金融資促進条例の一部を次のように改正する。以下の改正内容につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしく願いいたします。

- 議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。
- 議長 千野榮治 佐藤公夫君
- 12番 佐藤公夫 この第9号議案を1年間延長するという議案でありますけれども、この条例案が改正されたとして、該当する融資口は何口で、融資総額は、保証額が幾らになるのか。
- 議長 千野榮治 産業振興課長
- 産業振興課長 加庭紀夫 平成23年度でありますけれども、3件の実績があります。平成24年度12月末現在で87件で2億5,625万8,000円が対象となります。
- 議長 千野榮治 佐藤公夫君
- 12番 佐藤公夫 かなりの大口の件数と多額な金額ですけれども、これによってもたらされるそれぞれの個人なり法人なりの経済効果はどの程度を見込んでいますか。
- 議長 千野榮治 産業振興課長
- 産業振興課長 加庭紀夫 経済効果というか、利点を申し上げたいと思います。返済の軽減により代位弁済が回避できれば、そのほうが財政上も有利、条件変更した場合の負担が借りかえの負担の範囲内で済むということで、そういったことが利点と考えております。
- 議長 千野榮治 佐藤公夫君
- 12番 佐藤公夫 これから補正予算が提案され、審議に入るわけですがけれども、借りかえの制度を取り入れたがために、代位弁済をどの程度予想しているのか。代位弁済をあらかじめ予想して、この議案を提出されたものではないというふうには理解をしておりますけれども、ただ単に借りかえ制度の、県の要請によつての借りかえ制度としても、決して代位弁済が発生しないという保障はありません。俗に言う倒産の先延ばしだけであって、1年間延長しても、それで倒産が免れたというものは過去にもなくて代位弁済になっていると、こういう事例が多いので、小口審査につきましては、もう少し慎重な審

査をすることを要請しておきます。

○議長 千野榮治 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第9号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第12、第10号議案 下仁田町企業誘致促進条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。
産業振興課長

(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第10号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第10号議案 下仁田町企業誘致促進条例の一部を改正する条例、下仁田町企業誘致促進条例の一部を次のように改正する。以下の改正内容につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。この条例による改正後の下仁田町企業誘致促進条例第2条の規定は、平成25年度以降の年度分の固定資産税について適用する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第10号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第13、第11号議案 下仁田町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長

(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第11号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第11号議案 下仁田町都市公園条例の一部を改正する条例、以下の内容、制定理由につきましては、さきの議会全員協議会でご説明させていただきましたので説明を省略させていただきます。

裏面をお願いいたします。附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。島崎絃一君。

○9番 島崎絃一 この条例改正の産業課資料3の定義について、現行は「都市公園施設」とあるんですけれども、この都市の部分削除して「公園施設」とした理由はどういうことでしょうか。第3条の3、いずれも都市公園の都市が入っているんですけども、定義について、この都市を削除した理由について伺っておきます。

○議長 千野榮治 暫時休憩しますか。

○産業振興課長 加庭紀夫 すみません、休憩お願いします。

○議長 千野榮治 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時57分

○議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

産業振興課長

○産業振興課長 加庭紀夫 申しわけございませんでした。島崎議員さんの質問にお答えさせていただきます。

都市公園法の条例の第2条の定義に、都市公園施設とはということであってあるんですけれども、条文中、都市公園ということが出てこないのので、整合性を持たせるために都市を省かせていただきました。そういうことでございます。

○議長 千野榮治 島崎紘一君。

○9番 島崎紘一 この条例の第3条以降の都市公園の都市については、その辺ちよっと理解できないところがあるんですけれども、定義について都市を削って、その後の条例、条文の中には、都市がずっと入っている、この辺のところなんですけれども。

○議長 千野榮治 産業振興課長

○産業振興課長 加庭紀夫 条例の中に、都市公園ということがうたってありましたけれども、その都市公園というその都市を、今回、先ほど申しましたけれども、整合性を持たせるために外させてもらったということでございます。

○議長 千野榮治 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第11号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第14、第12号議案 下仁田町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明をガス水道課長に求めます。
ガス水道課長

(金井義富ガス水道課長 登壇)

○ガス水道課長 金井義富 命によりまして、第12号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第12号議案 下仁田町水道事業給水条例の一部を改正する条例、下仁田町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。目次中以下につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第12号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第15、第13号議案 下仁田町荒船風穴蚕種貯蔵所跡の設置及び管理に関する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(竹内芳則教育課長 登壇)

○教育課長 竹内芳則 命によりまして、第13号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第13号議案 下仁田町荒船風穴蚕種貯蔵所跡の設置及び管理に関する条例でございますけれども、内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので説明は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第13号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 日程第16、第14号議案 下仁田町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長
(神宮喜美健康課長 登壇)

○健康課長 神宮喜美 命によりまして、第14号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第14号議案 下仁田町新型インフルエンザ等対策本部条例、第1条の目的以下につきましては、さきの全員協議会で説明申し上げましたので省略させていただきます。

附則、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第14号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第17、第15号議案 下仁田町道路構造条例を議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長
(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第15号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第15号議案 下仁田町道路構造条例、以下の内容、制定理由につきましては、さきの議会全員協議会でご説明させていただきましたので説明を省略させていただきます。

16ページ、よろしくお願ひいたします。附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第15号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第18、第16号議案 下仁田町道路標識条例を議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長

(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第16号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第16号議案 下仁田町道路標識条例、以下の内容、制定理由につきましては、さきの議会全員協議会でご説明させていただきましたので説明を省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第16号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第19、第17号議案 下仁田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例を議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長

(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第17号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第17号議案 下仁田町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例、以下の内容、制定理由につきましては、さきの議会全員協議会でご説明させていただきましたので説明を省略させていただきます。

9ページをお願いいたします。附則、施行期日、1項、この条例は、平成25年4月1日から施行する。経過措置の第2項以下につきましても、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第17号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第20、第18号議案 下仁田町町営住宅等整備基準条例を議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長（加庭紀夫産業振興課長 登壇）

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第18号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第18号議案 下仁田町町営住宅等整備基準条例、以下の内容、制定理由につきましては、さきの議会全員協議会でご説明させていただきましたので説明を省略をさせていただきます。

裏面をお願いいたします。附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。島崎絃一君

○9番 島崎絃一 この条例については、国土交通省が今まで定めていたのが条例委任されたため、町の条例ということでございますが、全国一律で決められていたこの条例に対して町独自の条文が入っているか。またその辺のところ、特色があれば質問をいたします。よろしくお願ひします。

○議長 千野榮治 産業振興課長

○産業振興課長 加庭紀夫 島崎議員おっしゃるとおり、国の一律の基準によって今回改正することで、新たに条例制定することになったわけでございますが、国の基準を参酌して町が条例を定めております。今までの内容としましては、利便性、安全性の確保、住宅の基準、温熱の環境等、あるいは遮音性能、住戸の面積、あと共同施設として児童遊園、集会所等がありますけれども、それらを一律に参酌しての条例とさせていただきます。なお、群馬県の基準にも準じております。

○議長 千野榮治 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 そうすると、今まで町営住宅、大分あるわけですが、国・県の基準に基づいてということで、その条例そのものを町の条例に当てはめたと、そういう解釈でいいわけですか。

○議長 千野榮治 産業振興課長

○産業振興課長 加庭紀夫 そのとおりでございます。

○議長 千野榮治 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第18号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第21、第19号議案 下仁田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長
(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第19号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第19号議案 下仁田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、以下の内容、制定理由につきましては、さきの議会全員協議会でご説明させていただきましたので説明を省略させていただきます。

4分の4ページをお願いいたします。附則、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第19号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第19号議案は原案のとおり可決され

ました。

○議長 千野榮治 次に日程第22、第20号議案 指定管理者の指定についてを議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神宮喜美健康課長 登壇)

○健康課長 神宮喜美 命によりまして、第20号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第20号議案 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町福祉作業所。2、指定管理者となる団体、住所、群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田111番地の2。団体名、社会福祉法人、下仁田町社会福祉協議会。代表者名、会長、並木實修。3、指定の期間、平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第20号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第23、第21号議案 指定管理者の指定についてを議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長

(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第21号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第 2 1 号議案 指定管理者の指定について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町林業総合センター。2、指定管理者となる団体、住所、群馬県甘楽郡下仁田町大字下小坂 4 5 番地 7。団体名、下仁田町森林組合。代表者名、代表理事組合長、小井土登喜司。3、指定の期間、平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで。

平成 2 5 年 3 月 6 日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第 2 1 号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第 2 1 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第 2 4、第 2 2 号議案 財産の取得の変更についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(永井正信総務課長 登壇)

○総務課長 永井正信 命により、第 2 2 号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第 2 2 号議案 財産の取得の変更について、平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日第 7 8 号議案で議会の議決を経た財産の取得について、次のとおり変更したいので、下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定及び地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

記。名称、変更後、変更前に同じ。種類及び数量、変更後、変更前に同じ。契約の方法、変更前、指名競争入札、変更後、増額分 3 5 万 6, 4 7 5 円については随意契約。契約金額、変更前 2, 1 2 0 万 8, 2 6 8 円、変更後、

2, 156万4, 743円。契約の相手方、変更後、変更前に同じ。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第22号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 千野榮治 挙手全員です。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 千野榮治 次に日程第25、第23号議案から第30号議案までを一括議題とし、第23号議案 平成24年度下仁田町一般会計補正予算(第6号)から順に説明を求めます。企画財政課長

(神戸康全企画財政課長 登壇)

○企画財政課長 神戸康全 命によりまして、第23号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第23号議案 平成24年度下仁田町一般会計補正予算(第6号)、平成24年度下仁田町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,588万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,663万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。繰越明許費の補正、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費補正」による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の

区分と補正額のみ申し上げます。歳入、12款分担金及び負担金105万3,000円の減、13款使用料及び手数料13万2,000円、14款国庫支出金3,408万5,000円の減、15款県支出金68万9,000円、17款寄附金118万4,000円、20款諸収入45万2,000円の減、21款町債230万円の減、歳入合計51億1,251万8,000円から3,588万5,000円を減額し、50億7,663万3,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款議会費、内容変更でございます。2款総務費217万7,000円の減、3款民生費2,061万1,000円、4款衛生費4,963万5,000円の減、6款農林水産業費26万4,000円の減、7款商工費269万2,000円、8款土木費314万2,000円。

次のページをお願いします。9款消防費143万円の減、10款教育費864万1,000円の減、13款諸支出金18万3,000円の減、歳出合計51億1,251万8,000円から3,588万5,000円を減額し、50億7,663万3,000円としたいとするものでございます。

次に、第2表繰越明許費補正、追加でございますが、款の区分と事業名及び金額を申し上げます。2款総務費、情報推進費10万8,000円、上信電鉄鉄道補助225万3,000円、庁舎等管理費3,391万5,000円、6款農林水産業費、林業作業道総合整備事業1,753万4,000円、8款土木費、土木事務費139万7,000円、一般町道改良441万円でございます。

次に、第3表地方債補正の変更ですが、過疎対策事業債の限度額を3億8,650万円から150万円減額し、3億8,500万円に、一般会計出資債を370万円から80万円減額し290万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じと定めたいとするものでございます。

次のページをお願いします。次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 千野榮治 以上で一般会計の説明が終わりました。

続いて、第24号議案 平成24年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第25号議案 平成24年度下仁田町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第2号）及び第26号議案 平成24年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、健康課長に説明を求めます。健康課長。

（神宮喜美健康課長 登壇）

○健康課長 神宮喜美 命によりまして、第24号議案から第26号議案までを朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第24号議案 平成24年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成24年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,524万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億141万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。1款国民健康保険税1,499万1,000円、3款国庫支出金603万5,000円の減、4款療養給付費交付金1,678万5,000円、5款前期高齢者交付金193万7,000円、6款県支出金34万9,000円の減、7款共同事業交付金444万2,000円の減、9款繰入金2,236万円、歳入合計11億5,616万4,000円に4,524万7,000円を増額し、12億141万1,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費、71万7,000円の減、2款保険給付費2,535万5,000円、5款老人保健拠出金6,000円の減、6款介護納付金8万2,000円の減、7款共同事業拠出金216万1,000円の減、8款保健事業費89万5,000円の減、11款諸支出金2,375万3,000円。歳出合計11億5,616万4,000円に4,524万7,000円を増額し、12億141万1,000円としたいとするものでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。6ページ以降の歳入、歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、第25号議案をお願いします。

第25号議案 平成24年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成24年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,465万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。1款後期高齢者医療保険料173万7,000円、2款使用料及び手数料9,000円の減、3款繰入金161万5,000円の減、歳入合計1億3,454万4,000円に11万3,000円を増額し、1億3,465万7,000円としたいとします。

続きまして、歳出でございます。1款総務費5万円の減、2款保健事業費7,000円の減、3款後期高齢者医療広域連合納付金17万円。歳出合計1億3,454万4,000円に11万3,000円を増額し、1億3,465万7,000円としたいとします。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては説明を省略させていただきます。次のページの歳入、5ページの歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、第26号議案をお願いします。

第26号議案 平成24年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、平成24年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,725万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、款の区分と補正予

算額のみ申し上げます。歳入、1款保険料255万7,000円、2款使用料及び手数料7,000円の減、3款国庫支出金2,488万3,000円、4款支払基金交付金2,157万9,000円、5款県支出金1,521万2,000円、7款繰入金3,427万2,000円、9款諸収入4,000円、歳入合計11億9,875万1,000円に9,850万円を増額し、12億9,725万1,000円としたいとしますのでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費37万5,000円の減、2款保険給付費9,899万6,000円、5款地域支援事業費12万1,000円の減。歳出合計11億9,875万1,000円に9,850万円を増額し、12億9,725万1,000円としたいとしますのでございます。

4ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては説明を省略させていただきます。6ページ以降の歳入、歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長 千野榮治 次に、第27号議案 平成24年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、水道課長に説明を求めます。水道課長（金井義富水道課長 登壇）

○水道課長 金井義富 命によりまして、第27号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第27号議案 平成24年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成24年度下仁田町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ948万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億555万とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款水道事業収入105万6,000円の減、2款分担金及び負担金10万9,000円、3款国庫支出金147万7,000円の減、4款繰入金331万9,000円、6款諸収入177万5,000

円の減、7款町債860万円の減、歳入合計1億1,503万から948万円を減額し、1億555万円としたいとします。

次に、歳出でございます。1款水道事業費948万円の減、歳出合計1億1,503万円から948万円を減額し、1億555万円としたいとします。

次のページをお願い致します。

第2表 地方債

変更でございます。

起債の目的 簡易水道事業債 限度額1,130万円から430万円を減額し、700万円に。

過疎対策事業債 限度額1,130万円から430万円を減額し、700万円にしたいとします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じで、記載のとおりでございます。

次に、4ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましても、説明を省略させていただきます。また、2の歳入及び3の歳出につきましても、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 千野榮治 次に、第28号議案 平成24年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)についてを、産業振興課長に説明を求めます。産業振興課長

(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第28号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第28号議案 平成24年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)、平成24年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ6,870万とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございます。款の区分と補正額のみ申し上げます。

歳入、3款国庫支出金466万円の減、6款繰入金37万3,000円の減、9款町債460万円、歳入合計6,913万3,000円から43万3,000円を減額し、6,870万円としたいとさせていただきます。

歳出、2款公債費43万3,000円の減、歳出合計6,913万3,000円から43万3,000円を減額し、6,870万円としたいとさせていただきます。

次のページをお願いいたします。次に、2表地方債補正、変更、起債の目的、浄化槽施設設置事業、下水道事業債でございます。1,030万円を1,260万円に、過疎対策事業、過疎対策事業債1,020万円を1,250万円にそれぞれ変更するものです。限度額計2,050万円が補正後は2,510万円になります。なお、起債の方法、利率、償還の方法等は、補正前の条件に同じでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、1の総括ですが、説明は省略させていただきます。次のページの2の歳入、また6ページの歳出につきましては、さきの議会全員協議会でご説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 千野榮治 次に、第29号議案 平成24年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）及び第30号議案 平成24年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）についてを、ガス水道課長に説明を求めます。ガス水道課長（金井義富ガス水道課長 登壇）

○ガス水道課長 金井義富 命によりまして、第29号議案及び第30号を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

最初に、第29号議案 平成24年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）、総則、第1条、平成24年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成24年度下仁田町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。第1号、給水戸数19戸減し、2,344戸、第2号、年間給水量2万3,290立方メートルを減し、68万7,508立方メートル、第3号、1日平均給水量63立方メートルを減し1,884立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の

予定額を次のとおり補正する。款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第1款水道事業収益443万9,000円の減、支出、第1款水道事業費用131万2,000円の減。

資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,052万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,153万4,000円」に、「建設改良積立金760万円」を「建設改良積立金860万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお願いいたします。同じく款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第1款資本的収入につきましては、第2項と第4項の金額の組み替えでございますので、補正額に増減はございません。支出、第1款資本的支出100万8,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第5条、予算第7条を次のように改める。第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費、3,933万6,000円。

他会計からの補助金、第6条、予算第8条を次のように改める。第8条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債、過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,843万6,000円である。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

3ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、第30号議案をお願いいたします。

第30号議案 平成24年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第2号）、総則、第1条、平成24年度下仁田町ガス事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成24年度下仁田町ガス事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。第1号、供給戸数15戸を減し、1,401戸、第2号、年間供給量3万9,339立方メートルを増とし、85万3,199立方メートル、第3号、1日平均供給量108立方メートルを増とし、2,338立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の

予定額を次のとおり補正する。款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第1款ガス事業収益582万2,000円、支出、第1款ガス事業費用298万4,000円。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,094万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,944万8,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額94万7,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額73万円」に、「過年度分損益勘定留保資金860万4,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1,851万円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,139万2,000円」を「当年度分損益勘定留保資金20万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。同じく款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第1款資本的収入306万4,000円の減、支出、第1款資本的支出455万9,000円の減。

企業債、第5条、予算第6条に定めた企業債の限度額を次のように改める。第1号、ガス本管布設替工事240万円を減額し、870万円としたいとするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。第1号、職員給与費57万4,000円を減額し、4,331万9,000円としたいとするものでございます。

他会計からの補助金、第7条、予算第10条を次のように改める。第10条、職員の児童手当及び地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は140万3,000円である。

棚卸資産購入限度額、第8条、予算第11条に定めた棚卸資産購入限度額の「限度額6,087万1,000円」を「限度額6,104万5,000円」に改める。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

4ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 千野榮治 ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時から行いますので、よろしくをお願いいたします。

休 憩 午前 11 時 55 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長 千野榮治 それでは、休憩を解いて再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、第 23 号議案から第 30 号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。それでは質疑をお願いいたします。島崎 紘一君

○9 番 島崎紘一 24 号議案、国民健康保険特別会計補正予算ですけれども、その中の 11 ページ、出産育児一時金が国の補助制度廃止になったという説明ですが、その廃止の理由については。

○議長 千野榮治 健康課長

○健康課長 神宮喜美 島崎議員さんの質問にお答えさせていただきます。

出産育児一時金につきましては、民主党の事業仕分けの中で廃止ということで、なくなったということで通知が来ています。

○議長 千野榮治 島崎紘一君

○9 番 島崎紘一 そうすると、84 万円の中で 8 万円が減額と。一般財源が 92 万円ということは、この制度は継続されているわけなのか。

○議長 千野榮治 健康課長

○健康課長 神宮喜美 お答えさせていただきます。

42 万円の制度自体は継続されておまして、この出産育児の保険給付費、国の 1 万円部分について廃止ということでございます。

○議長 千野榮治 島崎紘一君

○9 番 島崎紘一 3 款 1 項 1 目の後期高齢者支援金の財源更正について説明お願いします。

○議長 千野榮治 健康課長

○健康課長 神宮喜美 申しわけございません。付託されましたら、予算決算特別委員会の中で詳細に答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長 千野榮治 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して、第 23 号議案から第 30 号議案の 8 議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 千野榮治 次に日程第26、第31号議案から第38号議案まで一括議題とします。

まず第31号議案 平成25年度下仁田町一般会計予算から順次説明を求めます。企画財政課長

(神戸康全企画財政課長 登壇)

○企画財政課長 神戸康全 命によりまして、第31号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第31号議案 平成25年度下仁田町一般会計予算、平成25年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ45億7,800万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額のみを申し上げます。

1款町税9億710万5,000円、2款地方譲与税6,380万円、

3 款利子割交付金 2 0 0 万円、4 款配当割交付金 1 3 0 万円、5 款株式等譲渡所得割交付金 4 0 万円、6 款地方消費税交付金 8, 1 0 0 万円、7 款ゴルフ場利用税交付金 1, 5 9 0 万円、8 款自動車取得税交付金 1, 8 0 0 万円、9 款地方特例交付金 1 1 0 万円、1 0 款地方交付税 2 1 億 3, 5 0 0 万円、1 1 款交通安全対策特別交付金 1 3 9 万 8, 0 0 0 円、1 2 款分担金及び負担金 5, 1 4 1 万 3, 0 0 0 円、1 3 款使用料及び手数料 5, 9 3 4 万 3, 0 0 0 円、1 4 款国庫支出金 3 億 3 9 6 万 4, 0 0 0 円、1 5 款県支出金 3 億 3, 9 0 8 万 2, 0 0 0 円、1 6 款財産収入 3 3 7 万 7, 0 0 0 円、1 7 款寄附金 1 4 万 1, 0 0 0 円、1 8 款繰入金 6, 6 7 3 万 6, 0 0 0 円、1 9 款繰越金 1, 0 0 0 円。

4 ページをお願いいたします。2 0 款諸収入 9, 2 6 4 万円、2 1 款町債 4 億 3, 4 3 0 万円、歳入合計 4 5 億 7, 8 0 0 万円でございます。

次に、歳出でございます。1 款議会費 7, 5 9 7 万 2, 0 0 0 円、2 款総務費 5 億 8, 8 8 6 万 9, 0 0 0 円、3 款民生費 1 0 億 8, 3 9 1 万 8, 0 0 0 円、4 款衛生費 9 億 5, 0 5 9 万 7, 0 0 0 円、5 款労働費 2 1 1 万 1, 0 0 0 円、6 款農林水産業費 2 億 1, 5 4 8 万 9, 0 0 0 円、7 款商工費 1 億 9, 3 7 9 万 7, 0 0 0 円、8 款土木費 1 億 7, 9 5 3 万円。

6 ページをお願いいたします。9 款消防費 2 億 2, 8 8 0 万 9, 0 0 0 円、1 0 款教育費 3 億 9, 2 9 8 万 3, 0 0 0 円、1 1 款災害復旧費 1 万 3, 0 0 0 円、1 2 款公債費 6 億 5, 4 7 7 万 5, 0 0 0 円、1 3 款諸支出金 1 1 3 万 7, 0 0 0 円、1 4 款予備費 1, 0 0 0 万円、歳出合計 4 5 億 7, 8 0 0 万円でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為でございますが、まず事項でございます。土地開発公社の借入金に対する債務保証について、期間を平成 2 5 年度から債務完了の年度まで、限度額を 2, 5 5 5 万 2, 0 0 0 円に約定利息を加えた額に、また、下仁田町福祉作業所の管理運営に関する協定書、期間を平成 2 6 年度から平成 2 9 年度まで、2, 8 4 0 万円限度額でございます。下仁田町林業総合センターの管理運営に関する協定書、期間を平成 2 6 年度から平成 2 9 年度までとし、限度額を 8 0 万円と定めるものでございます。

次に、第 3 表地方債でございますが、過疎対策事業債 2 億 3, 4 3 0 万円、臨時財政対策債 2 億円、限度額を合わせて 4 億 3, 4 3 0 万円に、また起債の方法、利率及び償還の方法について、ここに記載のとおり定めたいとするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 千野榮治 以上で一般会計予算の説明が終わりました。

続いて、第32号議案 平成25年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、第33号議案 平成25年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算及び第34号議案 平成25年度下仁田町介護保険特別会計予算について、健康課長に説明を求めます。健康課長

(神宮喜美健康課長 登壇)

○健康課長 神宮喜美 それでは、79ページをお願いいたします。命によりまして、第32号議案から第34号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第32号議案 平成25年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、平成25年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億6,970万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算でございます。款の区分と金額のみ申し上げます。

歳入、1款国民健康保険税2億4,011万5,000円、2款使用料及び手数料8万2,000円、3款国庫支出金2億5,234万1,000円、4款療養給付費交付金8,062万9,000円、5款前期高齢者交付金2億7,783万3,000円、6款県支出金6,381万4,000円、7

款共同事業交付金1億3,954万8,000円、8款財産収入7,000円、9款繰入金1億1,404万3,000円、10款繰越金1,000円、11款諸収入128万7,000円、歳入合計11億6,970万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。次に、歳出でございます。1款総務費646万5,000円、2款保険給付費7億8,162万5,000円、3款後期高齢者支援金等1億4,189万4,000円、4款前期高齢者納付金等7万5,000円、5款老人保健拠出金1,000円、6款介護納付金6,970万2,000円、7款共同事業拠出金1億3,964万4,000円、8款保健事業費1,337万9,000円、9款基金積立金7,000円、10款公債費66万6,000円、11款諸支出金124万2,000円、12款予備費1,500万円、歳出合計11億6,970万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては省略させていただきます。2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、99ページをお願いいたします。第33号議案 平成25年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算、平成25年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,430万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算、款の区分と金額のみ申し上げます。

歳入、1款後期高齢者医療保険料7,864万1,000円、2款使用料及び手数料1万4,000円、3款繰入金5,473万7,000円、

4款繰越金1,000円、5款諸収入90万7,000円、歳入合計1億3,430万円としたいとします。

続きまして101ページ、歳出、1款総務費166万7,000円、2款保健事業費122万1,000円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億3,040万9,000円、4款諸支出金2,000円、5款公債費1,000円、6款予備費100万円、歳出合計1億3,430万円としたいとします。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。次の2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

続きまして、109ページをお願いいたします。第34号議案 平成25年度下仁田町介護保険特別会計予算、平成25年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億120万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページをお願いします。第1表歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額のみ申し上げます。

歳入、1款保険料2億281万6,000円、2款使用料及び手数料2万4,000円、3款国庫支出金3億3,985万2,000円、4款支払基金交付金3億7,055万4,000円、5款県支出金1億9,537万5,000円、6款財産収入4,000円、7款繰入金1億9,255万円、8款繰越金1,000円、9款諸収入2万4,000円、歳入合計13億120万円としたいとします。

次に歳出でございます。1款総務費926万3,000円、2款保険給付費12億7,002万3,000円、3款財政安定化基金拠出金1,000円、4款基金積立金4,000円、5款地域支援事業費2,090万5,000円、6款公債費1,000円、7款諸支出金3,000円。

次のページをお願いいたします。8款予備費100万円。歳出合計13億120万円としたいとします。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 千野榮治 次に、第35号議案 平成25年度下仁田町簡易水道事業特別会計予算について、水道課長に説明を求めます。水道課長

(金井義富水道課長 登壇)

○水道課長 金井義富 命によりまして、第35号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

簡水の127ページをお願いいたします。平成25年度下仁田町簡易水道事業特別会計予算、平成25年度下仁田町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,170万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

歳入、1款水道事業収入6,046万3,000円、2款分担金及び負担金50万5,000円、3款国庫支出金2,219万9,000円、4款繰入金1,202万5,000円、5款繰越金1,000円、6款諸収入10万7,000円、7款町債6,640万円、歳入合計1億6,170万円としたいとさせていただきます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款水道事業費1億6,120万円、2款予備費50万円、歳出合計1億6,170万円としたいとさせていただきます。

次のページをお願いいたします。第2表、地方債、起債の目的、簡易水道施設改良事業債のうち、簡易水道事業債として3,320万円、同じく過疎対策事業債として3,320万円の合計6,640万円としたいとさせていただきます。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、説明は省略をさせていただきます。また、2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 千野榮治 次に、第36号議案 平成25年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算について、産業振興課長に説明を求めます。産業振興課長
(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 147ページをお願いいたします。命によりまして、第36号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第36号議案 平成25年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算、平成25年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,200万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000万円とする。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算ですが、款の区分と金額のみを申し上げます。

1款分担金及び負担金834万円、2款使用料及び手数料1,055万8,000円、3款国庫支出金1,543万6,000円、4款県支出金813万円、5款財産収入2,000円、6款繰入金923万円、7款繰越金1,000円、8款諸収入3,000円、9款町債2,030万円、歳入合計7,200万円としたいとします。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款浄化槽事業費6,619万7,000円、2款公債費530万3,000円、3款予備費50万円、歳出合計7,200万円としたいとします。

150ページをお願いいたします。第2表は、地方債でございますが、起債の目的、浄化槽施設設置事業として下水道事業債1,020万円、浄化槽施設設置事業として過疎対策事業債1,010万円、限度額2,030万円。起債の方法、利率、償還の方法等は記載のとおりでございます。

151ページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略をさせていただきます。153ページ以降、2の歳入、3の歳出につきましても、さきの議会全員協議会で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 千野榮治 次に、第37号議案 平成25年度下仁田町水道事業会計予算及び第38号議案 平成25年度下仁田町ガス事業会計予算について、ガス水道課長に説明を求めます。ガス水道課長

(金井義富ガス水道課長 登壇)

○ガス水道課長 金井義富 命によりまして、第37号議案及び第38号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

水道の159ページをお願いいたします。平成25年度下仁田町水道事業会計予算、総則、第1条、平成25年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給

水戸数2, 340戸。第2号、年間給水量68万7, 149立方メートル。第3号、1日平均給水量1, 883立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。款の区分と金額を申し上げます。

収入、第1款水道事業収益1億6, 761万2, 000円、支出、第1款水道事業費用1億6, 229万1, 000円。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5, 782万1, 000円は、当年度分損益勘定留保資金5, 305万2, 000円、建設改良積立金476万9, 000円で補填するものとする。収入、第1款資本的収入6, 956万6, 000円。支出、第1款資本的支出1億2, 738万7, 000円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水本管布設替工事、限度額1, 100万円。起債の方法、証書借り入れ、利率年5%以内。償還の方法、貸付先の融資条件による。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費4, 190万円。

他会計からの補助金、第8条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6, 764万9, 000円である。

棚卸資産購入限度額、第9条、棚卸資産購入限度額は153万6, 000円と定める。

重要な資産の取得及び処分、第10条、重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。第1項、取得する資産、種類、名称、数量を申し上げます。原水導水管布設移設工事、町道0109号線拡幅改良に伴う導水管布設移設工事。L=250メートル、PEパイ200ミリ。配水本管布設替工事、国道254号線本管布設替工事、L=130メートル、PEパイ100ミリ。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページの予算実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので説明は省略させていただきます。

続きまして、ガスの179ページをお願いいたします。平成25年度下仁田町ガス事業会計予算をご提案、ご説明申し上げます。総則、第1条、平成25年度下仁田町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、供給戸数1,381戸。第2号、年間供給量82万7,541立方メートル。第3号、1日平均供給量2,267立方メートル。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款の区分と金額を申し上げます。

収入、第1款ガス事業収益1億6,171万2,000円、支出、第1款ガス事業費用1億5,241万2,000円。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,364万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107万円、過年度分損益勘定留保資金2,175万3,000円、当年度分損益勘定留保資金82万1,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入1,480万2,000円。支出、第1款資本的支出3,844万6,000円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、ガス本管布設替工事。限度額1,480万円。起債の方法、証書借入、利率、年5%以内。償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1款ガス事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費4,472万8,000円。

他会計からの補助金、第9条、職員の児童手当に要する経費のために一般

会計からこの会計へ補助を受ける金額は78万円である。

棚卸資産購入限度額、第10条棚卸資産購入限度額は、5,873万2,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分、第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。第1項、取得する資産、種類、本管布設替工事。名称、国道254号下町中圧バルブ交換工事。数量、中圧バルブ3基、PLP、100A、L=15メートル。

平成25年3月6日提出、下仁田町長、金井康行。

次のページの予算実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので説明は省略させていただきます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、第31号議案から第38号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきます。よろしく願いをいたします。岡田武二君

○11番 岡田武二 8ページをお願いします。第2表の債務負担行為でございますけれども、この予算書は平成25年度の予算書でありますけれども、平成25年度の要するに債務負担行為でよろしいのでしょうか。

○議長 千野榮治 企画財政課長

○企画財政課長 神戸康全 この土地開発公社の借入金に対する債務保証の関係だと思っておりますけれども、債務保証についてでございますので、平成25年度からということだと思います。

○議長 千野榮治 岡田武二君

○11番 岡田武二 開発公社ではなくて、その下の2つをちょっと説明してください。

○議長 千野榮治 企画財政課長

○企画財政課長 神戸康全 福祉作業所と林業総合センターにつきましては協定書の限度額でございますけれども、平成25年度の予算には経費の計上がございますので、平成26年度からこの先のものについて債務負担行為をするというものでございます。

○議長 千野榮治 岡田武二君

○11番 岡田武二 予算書は来年の予算書ではないんですね、今年度の予算書なんで聞いているんですけれども、なぜ平成25年度の要するに、この予算書の中に入っているのはわかっているんですけれども、来年度の債務負担行

為が、なぜここへ載るのかどうか、平成25年度の予算書ですから、ちょっとそこがおかしいんじゃないかなということ、どういう意味で、これを載せているのか、来年度の債務負担行為を載せるのかどうか、その辺のところの理由をお聞きしたいということなんです。

○議長 千野榮治 企画財政課長

○企画財政課長 神戸康全 林業センターと福祉作業所の指定管理者の関係で議決をいただいていると思うんですけども、契約をするのに単年度だけでなく、この平成29年度まで契約をするために、ここで債務負担行為を組んでございます。

○議長 千野榮治 岡田武二君

○11番 岡田武二 指定管理者がかわったということで継続ですけども、議決されたので、それに伴って、平成26年度からの債務負担行為を契約をしていくという解釈ということよろしいんですか。

○議長 千野榮治 企画財政課長

○企画財政課長 神戸康全 そういうことになるんですけども、平成25年度から平成29年度までの契約を結ぶためには、平成26年度から平成29年度まで債務負担を起さなければならぬということでございます。

○議長 千野榮治 岡田武二君

○11番 岡田武二 平成25年度の予算書なので、平成26年度からの契約というのはちょっとおかしいのではないかなと思って質問したんで、これだけ明確に答えておいてください。

○議長 千野榮治 企画財政課長

○企画財政課長 神戸康全 単年度の契約であればよろしいんですけども、平成25年度から平成29年度までの契約を結ばなければなりませんので、平成26年度から平成29年度分については債務負担を組んで、平成25年度から平成29年度までの契約を結ぶということでございます。

○議長 千野榮治 ほかにございますか。木暮弘元君

○2番 木暮弘元 課のいろいろな都合で、質問の項目、款項目がちょっとわからないんですけども、平成25年度の一般会計予算の中で、総務委員会でも論議されまして報告という形をとりました川井の土地の購入の部分について、どこの場所の部分に載っているのかお聞きしたいと思いますけれども。

○議長 千野榮治 企画財政課長

○企画財政課長 神戸康全 総務常任委員会のところ、町長のほうから白紙ということで回答していると思います。ですので、予算についてはその部分につ

いては認められておりませんので予算計上はございません。

○議長 千野榮治 木暮弘元君

○2番 木暮弘元 わかりました。

次に、31ページの総務費、7目開発費の地域開発推進費、これはどういうものでしょうか。

○議長 千野榮治 企画財政課長

○企画財政課長 神戸康全 主にですけれども、旧田島屋工場の屋根の補修が546万円ほど載ってございます。大分屋根のほう傷んできておりますので、中の機械、機具、寄附してもらったものについて、もし雨漏りがして傷むようなことがないように、これで補修させていただきたいということで予算計上させていただいております。

○議長 千野榮治 木暮弘元君

○2番 木暮弘元 屋根または、前に視察に行ったときには、その辺の建物のほうも大分弱っておりますので、その辺も十分見ておいたほうがよろしいのではないかなと思います。

以上です。

○議長 千野榮治 ほかにございますか、どうぞ、島崎絃一君

○9番 島崎絃一 一般会計、1点だけお伺いしておきます。78ページをお願いします。平成25年度末現在高見込みが54億9,753万8,000円ということですが、優良債もあることだと、過疎債を初めとして、この額のうち実績の償還額はどのくらいになりますか。

○議長 千野榮治 企画財政課長

○企画財政課長 神戸康全 手元に資料がございませんので、申しわけないんですけども、予算決算特別委員会のところで詳細に説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 千野榮治 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 千野榮治 質疑がないようですので、質疑を終結して、第34号議案から第38号議案の8議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 千野榮治 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 千野榮治 次に日程第27、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号 年金2.5%削減の中止を求める意見書の陳情は、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。

○議長 千野榮治 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 平成25年3月11日 午後 1時55分